

地方消費税率の引上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられ、さらに令和元年10月1日に8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度東庄町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 176,112 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 486,186 千円

(社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費)

【単位:千円】

区分	経費	財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国・県支出金	その他		消費税交付金 (社会保障財源化分)
① 社会福祉 (障がい者、障害児等)	700,192	512,547	21,665	165,980	165,980
② 社会保険 (国保、介護保険等)	384,331	69,076	0	315,255	315,255
③ 保健衛生 (予防接種、医療費助成等)	178,867	132,263	41,653	4,951	4,951
歳出合計	1,263,390	713,886	63,318	486,186	486,186

※各事業の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各事業費の一般財源額で按分